

2024年2月13日

千代田区議会
議長 秋谷こうき 様

令和5年度第5回千代田区都市計画審議会において「二番町地区
地区計画の変更」が可決されていないことの確認を求める陳情

陳情者:千代田区民の声を届ける会
代表 堀 義人



居住地:千
連絡先:(株)

先週2月8日に行われた令和5年度第5回千代田区都市計画審議会にて、「二番町地区地区計画の変更」について採決が行われ、賛成4票、反対5票、付帯決議付きの賛成8票となり、次回都計審までに付帯決議の内容を検討するようとの会長から指示が出されましたが、下記の決定的な理由から、この可決は成立しないものと思料されますので、区議会にてこの決定の有効性について十分にご検討いただき、引き続き審議を尽くしていただきますよう強く陳情します。



なお、この「二番町地区の地区計画変更」については、ご高承のとおり、この数年地域住民から、幾度となく区に対し、区のあるべき姿として公平中立の立場からの計画の進行と情報の透明性を求める声が上がりに続き、さらにそれは複数のメディアに取り上げられ、報道され続けて来ていることを申し添えます。

一方、先月、逮捕という衝撃の事態に至った現役の有力区議が開発を強力に推し進めてきたさなかに開催された都計審であることを区議会としても十分に認識し、これまでを顧み襟を正して審議されることを、住民として当然のこととして望みます。

記

1. 千代田区都市計画審議会条例第6条3項(以下、「条例6条3項」といいます。)では、「可否同数のときは、会長の決するところによる」とあるので、条例6条3項に基づく議事の採決は「可否同数」になる可能性がある「二択」でなければならないと言えます。従って、「三択」での採決は条例6条3項に基づく議事の採決が行われたとすることはできず、付議された「二番地区地区計画の変更」が都計審で「可決」され

たと言うことは出来ません。

もし三択で同数の選択肢が2つあり、会長が決することができると考えた場合でも、各選択肢のうちいずれかが「過半数」を超えなければ決することが出来ません。今回は過半数の9票に達した選択肢はなかったため、可決したと言うことは出来ません。

このまま区長が都市計画決定すれば、都計審で可決されていない都市計画決定として、都市計画法19条1項に違反する、違法なものになる可能性があります。都市計画法19条1項では、都市計画審議会の「議を経て、都市計画を決定するものとする」と定められているからです。

2. 当日の会長による議事進行を丁寧に追ってみると、会長自身の言葉で「本日採決するかどうか」「賛成か反対の二択にするか、賛成、付帯決議付き賛成、反対の三択にするか」等進行方法を決めるための決がある旨を発言していました。このような進行方法を決めるための採決は会議の一般原則に基づくものと考えられます。

ならば、最後に行われた「賛成、付帯決議付き賛成、反対のいずれか」という三択でとった決も進行方法を決めるための決であって、付議された「東京都市計画地区計画 二番町地区地区計画の変更」に関する条例6条3項に基づく決ではないと解釈するのが最も妥当だと考えます。

3. 仮に条例6条3項に基づく議事の採決であったとしても、以下の問題点があります。条例6条3項に基づく議事の採決は、出席委員の過半数で決するとされています。三択でとった決では、賛成4票、反対5票、付帯決議付き賛成8票ですから、いずれも過半数の9票に届きません。従って、可決されたとすることはできません。

会長は最後に賛成4票と付帯決議8票を足して賛成が過半数である旨の発言をしましたが、選択肢が3つあるので過半数かどうかは選択肢ごとに判断されるべきものです。「A、B、Cの3つの選択肢があるがAとB同じ」というのは、三択ではありません。「二択か、三択か」で決をとっているため、実質的に「二択」だったとするのは無理があります。

もし仮に賛成4票と付帯決議付き8票を合わせて12票と数えることを認めた場合にも大きな問題点が生じます。「付帯決議付き賛成」は条件付きの賛成なので、条件が成就すれば法的効力が発生するものと考えられますが、付帯決議が成立したときに「付帯決議付き賛成」は「賛成」として効力が発生するのであり、付帯決議が存在しない状態では効力が発生しないのは言うまでもありません。

常識的に考えても、付帯決議が存在せず、付帯決議の文案や骨子すら示されていない段階で「付帯決議付きで可決」というのは、おかしいと言わざるを得ません。

なお、付帯決議付きで可決したとされる小川町の再開発に関する採決では、まず会長が「継続するか、本日採決するか」の決をとり、本日採決が多数であることを確認した後に附帯事項の概要を説明し、それから賛否について「二択」で採決を行っています。賛成が過半数だったことを確認し、最後に会長が附帯事項の概要を再度説明し、全委員の異議がないことを確認しています(令和2年度第6回千代田区都市計画審議会 議事録 43～45頁)。

4. 以上のとおり、令和5年度第5回千代田区都市計画審議会において「二番町地区地区計画の変更」が条例6条3項に基づいて「可決」されたということではできません。議事進行に関する採決で付帯決議(附帯意見)を付けることが多数になったと考えるべきです。従って、次回以降の都市計画審議会においては、①賛否の採決の前に付帯決議の概要について合意すること、②そのうえで条例第6条第3項に基づき「二番町地区地区計画の変更」に関して「二択」で賛否をとることが必要だと思料します。

先月の現役区議の逮捕、千代田区役所への家宅搜索という前代未聞の事態に多くの区民は、区政及び区議会に対して健全なる運営がなされているかどうか大いに疑問を持っています。

区議の皆さまにおかれては、日々、区民が区政の状況を注視していることを真摯に受け止め、行政と共に区政を刷新していかれることを心より期待します。

以上